

菊池市公告第 97 号

菊池地域の農業の振興に関する計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 27 号ロの規定により公告し、当該計画（変更）の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、菊池市民で当該計画（変更）の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。

令和 8 年 8 月 27 日

菊池市長 江頭 実



- 1 菊池地域の農業の振興に関する計画（変更）の案の縦覧期間
自 令和 8 年 8 月 28 日
至 令和 8 年 9 月 28 日
- 2 菊池地域の農業の振興に関する計画（変更）の案の縦覧場所
菊池市経済部農政課